

I 令和8年度養護教諭新規採用者研修実施要項

1 目的

養護教諭として、基礎的・専門的な知識・技能と使命感の向上を図るとともに、児童生徒の心身の健康・安全に関する指導、健康保持増進のための幅広い知見を得る。

2 対象

令和8年度採用の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の養護教諭（以下、「新規採用者」という。）とする。 ※過年度未受講者を含む。

3 内容

研修内容は次のとおりとする。

- (1) 校外研修 年間11日（開講式1日、基本研修2日、防災教育研修1日、自然体験研修1日、特別支援教育研修1日、専門研修5日）
- (2) 校内研修 年間15日

4 期間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

5 実施主体

養護教諭新規採用者研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターが実施する。

6 実施体制

- (1) 総合教育センターは、新規採用者が所属する市町村教育委員会及び新規採用者が所属する学校の協力を得て研修を実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び新規採用者が所属する学校は、研修の状況を把握し、研修に対し必要な協力を行う。

7 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画を作成し、教育事務所、市町村教育委員会及び県立学校に通知する。
- (2) 実施計画においては、校外研修、校内研修及びその他研修について必要な事項を定める。

8 研修計画等の作成

- (1) 校長は、養護教諭新規採用者研修に係る実施計画に従い、学校の実情に配慮し校内研修計画書を作成する。
- (2) 校内研修計画の策定に当たっては、校外研修等との関連に配慮し、校内研修の内容及び時期、その他必要な事項を定め、研修が円滑に実施できるよう配慮する。

9 指導者

県教育委員会は、校内研修が円滑に実施できるよう指導者を派遣する。指導者の資格、派遣先及び職務内容等は次のとおりとする。

(1) 資格

原則として養護教諭の退職者^{*1}とする。

^{*1}新規採用者以外に養護教諭が配置されている学校においては、校内で担当指導者（以下、「校内担当指導者」という。）を決めて指導を行う。

(2) 派遣先

新規採用者が所属する学校とする。

(3) 職務内容は、以下のとおりとする。

- ① 学校の行う校内研修計画の立案に参画する。
- ② 校内研修計画に従い、新規採用者に対して実務上必要な事項について指導・助言を行う。
- ③ 新規採用者の職務に関する種々の相談に応じる。
- ④ 校長に対して、研修に係る連絡と報告を適宜行う。
- ⑤ 校内研修報告書（指導者分）を作成し、校長に提出する。

(4) 旅費及び謝金等の支給について

- ① 指導者には、県の旅費規程に基づき、指導者の居住地から学校までの旅費を支給する。
- ② 指導者には、県の規定に基づき、謝金を支給する。
- ③ 校長は、月間校内研修報告書（指導者分）を作成し、市町村教育委員会経由で教育事務所に提出する。
- ④ 当月分を翌月に支払う。
- ⑤ 必要額は、教育庁教職員課から教育事務所及び県立学校へ令達し、教育事務所及び県立学校が指導者に支給する。
- ⑥ 教育事務所及び県立学校は、年度最初の訪問時に「債権者登録届出書」「口座振込依頼書」を指導者から受け取り、旅費及び謝金を本人口座へ振り込む。

(5) その他

- ① 派遣の期間は、4月から12月までとする。
- ② 指導回数は、期間中に6回とする。
- ③ 原則として、1回の派遣で3時間の指導・助言を行う。
- ④ 指導者は、新規採用者の研修中において、職務を代行することはできない。

10 研修に係る校内体制

- (1) 校長は、新規採用者が研修を受ける際には、校内体制を整備し、業務に支障が生じないように配慮する。
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭（教務主任、保健主事）等は、校内研修計画書に従い、研修内容に応じて新規採用者の指導等を行い、新規採用者がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮する。

11 研修報告

(1) 市町村立学校の場合

- ① 校長は、全ての研修終了後、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を作成し、市町村教育委員会に提出する。
- ② 市町村教育委員会は、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を取りまとめ、教育事務所に提出する。
- ③ 教育事務所は、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を取りまとめ、総合教育センターに提出する。

(2) 県立学校の場合

校長は、全ての研修終了後、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を作成し、総合教育センターに提出する。

(3) 市立高等学校の場合

- ① 校長は、全ての研修終了後、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を作成し、市教育委員会に提出する。
- ② 市教育委員会は、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を取りまとめ、総合教育センターに提出する。

12 その他

この要項は令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。